

「第1回 直方市公契約審議会」会議録

開催日時：平成26年12月19日（金） 14:00～15:30

開催場所：直方市庁舎8階 808会議室

出席者：（委員）服部委員・岩尾委員・永富委員・寒竹委員・津田委員

（事務局）毛利総合政策部長・大場財政課長・浜田契約係長・平山財務制度改革担当

1. 会長及び副会長選出

事務局	<p>これより議事に入らせていただきたいと思います。</p> <p>はじめに、会長及び副会長の選出をお願いしたい。</p> <p>直方市公契約条例施行規則第8条第2項に「会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長がこれを指名する。」と規定している。</p> <p>まずは、会長の選出を行いたいと思う。</p> <p>どなたか推薦いただける方はいらっしゃるか。</p>
委員	<p>策定審議会に引き続き、会長は、服部委員をお願いしたらどうか。</p>
事務局	<p>それでは、直方市公契約審議会の会長は服部委員をお願いしたいと思うが、服部委員、お引き受けいただけますか。</p>
委員	<p>了承した。</p>
事務局	<p>続いて服部会長より副会長の指名をお願いしたい。</p>
委員	<p>副会長は、岩尾委員をお願いしたいと思うが、よろしいか。</p>
委員	<p>了承した。</p>
事務局	<p>それでは、確認させていただく。直方市公契約審議会の会長は服部委員に、副会長は岩尾委員に決定した。</p> <p>これよりは、服部会長に進行をお願いする。</p>

2. 会議の運営について

会 長	それでは議事に入る。議事(2)「会議の運営について」事務局の説明をお願いします。
事務局	まず、審議会の会議についてである。直方市公契約条例施行規則第 9 条第 4 項に、会議は公開することと規定している。従ってこの公契約審議会も前回の「直方市公契約条例策定審議会」同様、傍聴も受け付けたい。また、会議録についても、会議終了後、事務局で要点筆記により作成し、みなさんに郵送させていただきたいと思う。内容を確認していただいたうえで、会議録署名委員の署名後、直方市ホームページで公開したいと考えている。
会 長	策定審議会と同様のやり方であるので、特に問題もないと思うが、何か意見・質問はあるか。
会 長	よろしいか。では、会議については、事務局説明のとおり原則公開とし、会議録についても策定審議会同様、事務局で要点筆記により作成後、委員のみなさんの確認後公開することとする。
委員一同	異議なし。

3. 施行後の状況報告

会 長	続いて、議事(3)「施行後の状況報告」を事務局をお願いします。
事務局	<p>それでは、平成 26 年度、現在までの施行状況を報告させていただく。</p> <p>「平成 26 年度 公契約条例対象案件一覧表」 をご覧いただきたい。</p> <p>先ほどの市長挨拶の中にもあったが、直方市公契約条例は、みなさんのご尽力により、平成 25 年 12 月議会において全会一致で可決し、12 月 20 日公布した。2 月には、全職員を対象として「公契約条例職員説明会」を合計で 4 回開催し、目的・事務手順の確認を行った。</p> <p>現在、公契約条例対象案件は、資料のとおり 24 件あり、内訳は請負工事が 1 件、業務委託・指定管理協定が 23 件である。</p> <p>網掛けをしている、No.16～19 給食調理業務委託：4 件、No.20～22 各施設の指定管理協定：3 件、No.23・24 窓口業務委託：2 件については、複数年契約中のものであり、次回、新たに契約を締結するときからの適用となることから、実際の平成 26 年度の件数としては 15 件が対象となっている。</p> <p>職員説明会の効果もあり、入札・契約時においても、特に混乱もなくスムーズに施行できたと考えているところである。</p> <p>条例制定による効果として、学童保育所運営業務に従事する指導員の方の最</p>

低時給が、前年度：750 円であったが、今年度は、労務報酬下限額と同額の 826 円に引き上げられたことが確認できた。また求人広告を見てみると、学校給食調理業務を受注している業者の方が、次回契約の更新を見据えて、時給 800 円で募集をかけられている現象も確認できている。

受注者に作成・提出をお願いしている「労務台帳」についても、遅滞なく提出されており、労働者からの申し出も現在のところなされていない。

続いて、資料「直方市公契約条例対象【委託】労務台帳（様式第 2 号-2）」をお願いしたい。

これは、学童保育所の指導員の中に時給制ではなく、「年俸制」の方が居たため、会長に相談させていただき、現在、受注者の方に提出していただいているものである。

学童保育所運營業務は、通常、放課後に行うものであるが、夏休みといった長期休暇中は 1 日勤務となる。月により勤務時間に偏りがあるため、収入の安定化を図るため、「年俸制」を選択されているとのことであった。

「労務台帳」は、勤務時間数に労務報酬下限額を乗じて「基準額」を算定し、実際の支払額と比較し判定しているが、「年俸制」を選択している方が、当初準備していた労務台帳（様式第 2 号）を使用すると、長期休暇中といった勤務時間が多い月では、労務報酬下限額を下回ることになってしまう。

そこで、この「様式第 2 号-2 直方市公契約条例対象【委託】労務台帳」を準備したところである。

労務報酬下限額を上回っているかどうかの確認方法であるが、まず、事業所と指導員の方との間で締結されている「労働契約書」に基づき、年間総労働時間及び年間予定支払額（年俸）を報告していただき、時給換算したものが労務報酬下限額を上回っているかの確認を行っている。業務終了後に、その指導員の方の実際の総労働時間及び総支払額が確認できる書類を提出いただき再度確認をすることとしている。結果、支払額が不足していたときには、追加で支払っていただくことを考えている。

現在、「年俸制」の方は、この「様式第 2 号-2」で報告をお願いしているが、翌年度以降は、委員のみなさんのご意見をいただき、改善すべきところは改善したいと思っている。報告は以上である。

会 長

「様式第 2 号-2」については、事務局から説明があったとおりである。事前に事務局から相談があったわけだが、同じ職場で同じように勤務していても、本人の希望で勤務時間どおりの賃金をもらいたいという方と、長期休暇中の勤務時間分を年間に押しなべて、収入を安定させたいという方がおり、同一事業所であっても 2 通りの支払い方法が存在していた。

ご本人たちは「年俸制」という認識はなかったようだが、労働契約書の内容等を聞くと年俸制であると判断できるため、事務局にこの「様式第 2 号-2」を示させていただいた。各委員のご意見を聴き、改善すべきところもあるのではないかと考えているが。

	<p>この「様式第 2 号-2」も含め、ご意見はいかがか。</p>
<p>委 員</p>	<p>市職員に対しての説明会は理解したが、入札参加者への説明はどのように行ったのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>「直方市公契約条例の手引き」にも、公契約条例対象案件の流れとして示させていただいているが、条件付一般競争入札の公告書、又は指名競争入札の指名通知書により、この入札案件が「公契約条例」の対象である旨の周知を行うこととしている。入札説明会などの場で、この入札案件を受託した場合、労務報酬下限額以上の支払いが義務付けられることを説明すると共に、直方市ホームページ等において、条例の手引き等を用意しているので内容を確認していただくようお願いしている。</p> <p>こういった入札参加者への周知が必要となることから、事前に全職員への説明会を開催したところである。</p> <p>また、入札等により契約の相手方となられた方には、実際に提出していただく労務台帳、労働者の方々へ配布していただく申出書等の説明を、再度行ってきたところである。</p>
<p>委 員</p>	<p>了解した。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にないか。</p> <p>それでは、事務局の報告及び年俸制の方の労務台帳については、事務局から提案のあったとおりでよろしいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>業務委託・指定管理協定の労務台帳については、策定審議会で、みなさんと議論させていただいたうえで作成した「様式第 2 号」を使用しているが、年俸制を選択されている方のみ、「様式第 2 号-2」の労務台帳を使用させていただいている。したがって、学童保育所運營業務を受託している事業所にのみ、2 種類の労務台帳を提出していただいている状況である。</p>
<p>委 員</p>	<p>再度確認したいが、年度末が終わってから確認できる書類を提出してもらって労務報酬下限額を上回っていることを確認するというところでよろしいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そのとおりである。学童保育所運營業務の委託期間が、4 月 1 日～翌年 3 月 31 日となっていることから、年俸制を選択されている方の総労働時間及び総支払金額が確認できる書類を提出いただき確認することとしている。</p>
<p>委 員</p>	<p>了承した。</p>

4. その他

<p>会 長</p>	<p>他に事務局から何かあるか。</p>
<p>事務局</p>	<p>業務委託・指定管理協定の労務報酬下限額について 1 点報告させていただきたい。</p> <p>業務委託・指定管理協定の労務報酬下限額については、公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号において、「直方市行政職給料表 1 級 5 号級に定められた額を下回らない額」と定めている。このたび、この給料表が見直され平成 27 年 4 月、新年度からになるが、臨時職員の日当が現行の 6,400 円から 6,500 円に 100 円引き上げられる予定である。</p> <p>労務報酬下限額で言うと、現在運用中の「826 円」が、新年度、平成 27 年度からは「839 円」となり、13 円の引き上げになると考えているところである。現在、翌年度の予算を編成中であるが、当然ながら各主管課には、人件費の積算にあたっては、最低限、時給 839 円以上とするよう説明しているところである。</p> <p>委員のみなさんのご意見を伺いたい。</p>
<p>会 長</p>	<p>先ほどの市長からのお言葉、また、策定審議会からの課題である「適用範囲の拡大」・「労務報酬下限額の引き上げ」がある。今、事務局から労務報酬下限額の引き上げについての説明があったが、何かご意見はないか。</p>
<p>委 員</p>	<p>みなさんもご存知だと思うが、福岡県の最低賃金が現在「727 円」であり、前回の「712 円」から 15 円引き上げられている。事務局の説明のとおり、給料表が引き上げられたため、今回、労務報酬下限額が「826 円」から「839 円」に引き上げられることになるのだろうが、仮に給料表が下がった場合はどうなるのか。労務報酬下限額「839 円」をベースとして、給料表が引き下げられたとしても、現状を維持してもらいたいと思う。一定基準はもっていただきたい。</p> <p>先日、福岡県知事との懇談を行ったが、九州の各都道府県で国に「最低賃金を引き上げてほしい。」旨の要望をしているのは、福岡県だけであるとの話をされた。福岡県は「時給 800 円」を目標に要望をするようである。直方市では、労務報酬下限額「826 円」として現在運用しているが、翌年度からはこれが「839 円」となるならば、喜ばしいことである。</p> <p>しかし、給料表が引き下げられたときの取り扱いをどうするのか事務局の考えを聞きたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号において、「直方市行政職給料表 1 級 5 号級に定められた額を下回らない額」と定めている。この給料表が引き上げられた場合には、当然にそれに連動することになるが、引き下げられた場合の運用をどうするのかというご質問だと思う。</p>

	<p>給料表が引き下げられたときには、本日同様、この審議会で議論していただけたらと思う。</p>
会 長	<p>委員、よろしいか。</p>
委 員	<p>了承した。</p>
事務局	<p>少し補則させていただきたい。給料表が仮に下がったとしても、この審議会で、労務報酬下限額は維持することが決定されれば、発注者として予算の確保は行う。当然、労務報酬下限額以上の時給により予算の積算を行うということである。</p>
会 長	<p>対象範囲の拡大を検討していくにあたり、まだ、1年は経っていないが、市職員の感触・雰囲気はどうか。</p>
事務局	<p>私から各主管課担当者へのヒアリングをさせていただいたが、意見としては、始めに行う入札・契約事務が少し大変だったとのことである。 条例の目的・内容を業者の方に理解していただくことと、作成・提出いただく書類関係の説明に時間を要したようである。しかしながら、台帳の提出を受ける段階になれば、職員への負担はなくなっているようである。 現段階では、労働者からの申出もなく、スムーズに運用できていると考えているし、職員への負担が多いかという問いには、自分の感触ではそんなに負担にはなっていないと言えると思う。 条例策定の段階から、みなさんと受注者・職員にできるだけ負担がかからないようにと議論していただいた結果だと考えている。 他自治体・議会からの視察対応もさせていただいており、条例施行後の組織体制・職員への負担を問われることが多いが、増員もなく職員への負担も最小限となるよう制度設計を行った旨を説明すると驚かれることが大半である。</p>
会 長	<p>了解した。仮に対象範囲を拡大とした場合、それを決定する時期はいつ頃を考えているか。拡大するとすれば、4月からとなるのだろうか、今日が第1回目、次回を3月と事務局は考えているようであるが…。</p>
事務局	<p>今年度の次回会議は、翌年度の労務報酬下限額を議論いただく2月下旬か3月を考えている。</p>
会 長	<p>次回会議の3月に対象範囲の拡大と労務報酬下限額の引き上げを議論し、新年度から適用させることができるのか。まだ拡大すると決めているわけではないが…。予算の関係も出てくるのではないかな。</p>

事務局	<p>予算の関係と、議会への説明、事業者への周知が必要ではないかと考えている。</p> <p>対象範囲を具体的に定めているのは、公契約条例施行規則であるため、条例の改正とはならないが、議会への説明は当然必要となる。</p> <p>議会への説明、事業者への周知期間を考えれば、12月議会定例会で議論していただき、1月から3月で事業者への周知を行うこととなるのではないかと考えている。</p>
会長	<p>次回の3月議会に提案をして、4月新年度から適用させるというのは、難しいということか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
会長	<p>残念であるが、拡大をやれるとしても、翌々年度（平成28年度）からとなるということであろう。</p>
副会長	<p>1つよろしいか。</p> <p>条例第8条に遵守しなければならない法令関係を定めているわけだが、このたび、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」と記載。）」の一部が改正されている。ついては、この第8条に付け加えていただきたい。</p> <p>対象範囲の拡大が無理でも、それくらいはやっていただきたい。遵守法令に追加する場合も議会の承認がいるのか。</p>
事務局	<p>条例を改正するのであれば、議会での承認が必要となる。条例の一部改正議案として上程しなければならない。</p>
副会長	<p>入契法の改正内容の大きなものは、発注者の義務がはっきりと明文化されていることである。ぜひ条例中に追加していただきたい。</p> <p>また、請負工事の対象範囲であるが、1億円以上のものとなっている。直方市においては、今年度は1件しかない。従前から私が言っていることだが、すべての下請業者、一人親方も対象者となるため、自分のところではできる限り1次下請までで止め、重層下請をなくそうと努力している。自社1社のみで努力しても広がっていかない。例えば、県でやっているように、落札者の決定の方法を総合評価方式としている、5,000万円以上の請負工事まで拡大してほしい。そうすれば、受注業者も増え自社1社のみならず、複数の事業者と協力して重層下請の排除、労働者への賃金の確保ができるようになると思う。パブリックコメントの意見でも出ていたと思うが、1億円以上のものだけではなく、拡大していくべきだと考える。受注者側の事務負担もそんなにない状況でもある。</p> <p>総合評価方式によって落札者を決定し、技術力のある業者による品質の高い</p>

<p>会 長</p>	<p>ものを作っていかなければならないし、公契約条例もより良いものとしなければならない。本日お配りした資料を熟読し、市には拡大を十分考えてほしい。</p> <p>我々の任期中に、どういったことをやるのか目標を立てておかないと拡大も先送りとなってしまわないか。</p> <p>副会長の意見のとおり、次年度からどのように運用していくのか気になっていた。条例第9条により、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することが、この審議会の役割である。</p> <p>当然、入契法を条文の中に加えることも議会に上程しなければならない。</p> <p>この審議会による遵守法令の条文への追加、対象範囲の拡大、労務報酬の引き上げといった内容を意見書・報告書として取りまとめたうえで市長に提出し、市長が実施時期も含め判断することになると思う。</p> <p>今回は3月頃に開催予定であるが、その会議で意見書・報告書をどこまで、まとめあげることができるのか、私自身もわからない。</p>
<p>副会長</p>	<p>私が言っている入契法は法律である。法律を遵守することは当然のことである。法律が改正されれば、条例が変わることも当然だと思うが。</p>
<p>会 長</p>	<p>もちろん言われるとおりである。公契約条例に記載がなくても、各自治体は法令を遵守しなければならない。</p> <p>しかし、条例中に記載するためには、条例制定の手続きを経なければならない。条例の制定権限は、議会にあり市長にはない。</p>
<p>事務局</p>	<p>会長が言われるように、我々自治体の条例は、どうしても国が定めた法律を引用して作成したものが多く、国の法律が改正されれば、副会長が言われるように議会での審議を経ずに自動的に条例も改正すればいいじゃないかというご意見もあると思うが、現状、すべての条例を一部改正議案として上程させていただいている。</p> <p>議会でも、国の法律が改正されたことによる一部改正であれば、議論があまりないのも現状でもあり、条例中への遵守法令の追加は3月議会でも上程することは可能と思う。</p>
<p>副会長</p>	<p>それならば、事務局の答えはどうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>答えは、我々審議会が、こういう風にしたらどうかといったことをまとめた意見書・報告書を作成し、市長に渡すことから始まる。前段に審議会で調査した結果どうかといった内容を条例第9条に定めのある建議書なりにまとめ提出しなければならない。</p> <p>私も1つ事務局に聞きたいが、この意見書・報告書・建議書は、いつ頃提出</p>

事務局	<p>する予定になっていたのか。この審議会で、スケジュールを検討していないが…。</p> <p>通常ならば、3月までの1年間を通して内容を確認し、その結果を4月か5月頃に市長に提出するということになるのだろうか。</p> <p>市の他の審議会では、いつ頃行っているのか。</p> <p>各委員のみなさんのスケジュールを調整させていただく中で、第1回目の審議会が、12月のこの時期になってしまったこともあるが、4月から施行したばかりであり、ある程度の実績、状況確認をさせていただいたうえでの開催と考えていたためでもある。</p> <p>私個人の考えであるが、事案によっては議会に上程しなければならないもの、事業者・職員へ周知を行わなければならないもの、様々あると思うが、先ほども説明させていただいたが、12月議会に上程させていただき、1月から3月を周知期間とし、翌年度から改正といったスケジュールを考えていた。</p> <p>したがって、遅くとも10月までには、審議会としての意見を取りまとめ、市長へ建議していただきたいと思っている。</p> <p>次回予定している3月の審議会では、平成27年度の労務報酬下限額の議論と、本日以降の状況報告を予定していたところである。</p> <p>そのため、次回審議会では副会長のご意見である条文への追加、対象範囲の拡大の決定は難しいと思う。</p>
会 長	<p>私の考えでは、次回審議会では報告書（案）を作成し、1年間の状況を確認したうえで5月には正式な報告書を市長に提出することを想定していた。</p> <p>急ぐ内容については、次回会議後、報告書を提出しても良いと思うが、その報告書を提出したとしても6月議会に上程することしかできない。条例の改正を行っても、適用されるのは翌年度（平成28年度）からとしかならないのであれば、急いで、次回審議会では報告書を取りまとめる必要もないのではないかとも思う。</p> <p>ただし、年度が終了し、12月頃に前年度の報告書を提出するという事にもならないのではないか。</p> <p>副会長のご意見にもあったとおり、我々の任期3年間のうちにどこまでやれるのかといったことも含めてスケジュールを作る必要がある。</p>
副会長	<p>春には選挙も予定されているだろう。</p>
事務局	<p>そのとおりである。市長・市議選が予定されている。</p>
副会長	<p>それから、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」と記載。）」は条例中にすでに記載されていることから、総合評価方式の拡大をこの審議会でも議論しても良いのではないか。品確法の中には、公共工事の品質の確保・</p>

事務局	<p>ダンピングの防止といったことが基本理念としてある。総合評価方式の対象範囲を拡大することも議論できるのではないか。</p> <p>総合評価方式の対象案件は、現在 1 億円以上のものとしている。また、1 億円に満たない場合でも、「直方市競争入札等参加者選考委員会」において、総合評価方式によることが望ましいとされた案件についても対象とし運用を行っている。</p> <p>したがって、総合評価方式により落札者を決定する案件の範囲を決定することは、この審議会ではできないと判断している。</p> <p>この審議会において、請負工事の対象範囲を例えば 7,500 万円以上とするといったことは議論できるが、7,500 万円以上のものを総合評価方式とするといった決定はできないということである。</p>
副会長	<p>総合評価方式と公契約条例の適用範囲は、別のものであるということか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。落札者の決定の方法が総合評価方式でないものでも、公契約条例の対象とすることは可能ではあるが。</p>
会 長	<p>日程的には、次回の審議会で本日の議論をつめて、決定できるものは決定したいと思う。</p>
事務局	<p>今後のスケジュール（案）については、事務局で作成させていただき、委員のみなさんのご意見をいただきたいと思う。</p>
委 員	<p>策定審議会から請負工事の対象範囲を 1 億円以上とするか、5,000 万円以上とするかは、ずっと議論してきた。労働団体からすれば、対象範囲が拡大されればより良いと思っている。</p> <p>また、審議会は 1 年間に 2 回は開催しようじゃないかと、仮の話を策定審議会のときにもされていたが、議会への上程・周知などの期間を踏まえスケジュール（案）を作成していただきたい。</p> <p>私は、対象範囲 5,000 万円以上に賛成である。</p>
会 長	<p>委員いかがか。</p>
委 員	<p>私も、対象範囲の拡大・労務報酬下限額を引き上げることが、この審議会の大きな課題だと認識している。確かに、条例を改正することにもなるため、議会との兼ね合いも出てくると思う。しかし、せつかくの審議会なので、厳しいスケジュールだろうが、改正できる可能性があるのならば、早めの改正をお願いしたい。</p> <p>1 億円以上の工事を受注している会社については、あまり心配しなくてもいい</p>

委員	<p>いと思う。それよりも低い金額の工事を受注している会社の労働者の賃金を底上げしてやり、市の経済を回していくため、早めの対応をお願いしたい。</p> <p>私も同感である。対象範囲を広げていただき、末端の労働者にまでお金が循環するよう、様々な施策もあわせて講じていただきたい。</p> <p>もう1点は、議論になっているように、どこかの段階で前倒し、若しくは先送りをしないと改正はできないので、この判断も審議会でしっかり議論すべきだと思う。</p>
会長	<p>どちらにせよ建議書・報告書なりを審議会で作成することが必要である。</p> <p>実際に1年間の施行状況を確認したうえでどうだったのかという報告書は、3月(年度)が終わり、5月頃にしか正式には出せない。しかし、年間を通してどうだったのかということは、3月の中途であってもある程度は確認できるため、次回3月の審議会で報告書原案を作成することは可能であると思う。この1年間の施行状況に関しては、3月：報告書原案作成、5月：報告書提出といった作業を、我々の任期である3年間、繰り返していくことだろうと思う。</p> <p>一方、本日も議論になった、対象範囲の拡大・労務報酬下限額の引き上げといったテーマについても、審議会としての意見書の原案を作成しなければならない。この報告書をいつ提出するのかといったスケジュールについては、みなさんとまた議論したいと思う。</p> <p>審議会としては、早く提出できるものは早く提出したいが、議会との関係もあり、事務局のタイムスケジュールも聞きながら判断していきたいと思う。自分の考えでは、来年度の審議会のあり方として、遅くとも12月議会に上程できるようなスケジュールを1つ。それから、年度を通しての報告書を提出できるスケジュールを1つ。あわせて2つのタイムスケジュールを事務局には検討していただきたいと考えている。そう考えれば、年2回では会議回数が不足するのではないかと思うが。</p>
事務局	<p>会議は、年に2回に限っているわけではない。策定審議会の時より、例として1回目を予算編成時、2回目を年間通しての振り返り時とお話させていただきただけである。会議を2回しかやらないということではない。</p>
会長	<p>3月までの施行状況を確認してから、報告書を市長に提出する必要がある。報告書を提出しないということにはならないだろう。</p> <p>審議会で検証・確認した結果、問題はなかった。という報告書であっても4月から5月の間には提出しなければならない。</p>
事務局	<p>対象範囲の拡大と労務報酬下限額の引き上げについては、前回、策定審議会の報告書にも「意見」として付されている。また、市議会委員会においても</p>

	<p>同様に、実効性のある条例となるようにとご意見をいただいている。</p> <p>条例を制定するにあたり、小さく生んで、大きく育てるといった観点から議論いただいたため、当然、今後は拡大・引き上げに向けて議論を重ねていかなければならないことは十分、認識している。</p> <p>しかしながら、現在のこの時期では、平成 27 年度から改正ということは非常に難しいため、平成 28 年度からの改正に向け、翌年度新たに議論させていただければと思う。</p> <p>事業者の方・職員への周知期間、事務負担を考慮しながら議論していきたいと考えている。</p>
事務局	<p>事務局の勝手な思いではあるが、我々としては施行後 1 年歩んでみて、みなさんのご意見を伺いたいと考えていた。委員のみなさんの本日のご意見は、ペースが遅すぎるのではないかと考えたことであろうと思う。</p>
副会長	<p>事業者には、次々と新たな施策が適用される。我々からしてみれば、遅すぎると思う。</p> <p>事業者のみならず、労働者も拡大・引き上げを待っている。事務局もスピードを上げてもらいたい。</p>
委 員	<p>やはり、条例制定の趣旨と目的を再度確認し、どういったことを、いつまでにということを検討し、改正に向けてのスケジュールを検討してもらいたい。できるだけ早い段階でやらなければ、次々と先送りになってしまう。</p> <p>ぜひ、頑張ってください。</p>
委 員	<p>本日、資料をみなさんにお配りしているので、少し説明させていただきたい。建設産業活性化会議中間とりまとめといった資料をお配りしているが、建設産業では現在、人手・若手不足により、全国の大工さんは 2,000 人余りしかおらず、魅力のない産業となっている。</p> <p>この状況を改善させるため、労務単価を上げていっている。あわせて、社会保険未加入業者は入札への参加から排除する動きもあり、受注条件も厳しくなっている。</p> <p>保険加入状況を見ると、元請ではなく下請で働く労働者の 3 保険（年金・医療・雇用保険）の未加入割合が非常に高くなっている。</p> <p>この労働者が保険に加入できるよう市もタイミングを図りながら、請負工事の対象範囲を拡大してやってもらいたい。</p>
副会長	<p>総合評価の評価項目のなかにも、入ってきている。法律は次々と改正されている。総合評価の対象金額も拡大し、しっかりとした業者を増やしていく努力を市としてやってほしいとの思いから、直方市の総合評価方式の拡大を意見してきたわけである。</p>

	事務局には、スピード感をもって望んでほしい。また、早急に審議会のスケジュールを示していただきたい。
会 長	今日の意見を踏まえ、事務局にはスケジュールの検討をお願いしたい。
事務局	了解した。
委 員	もう1点よろしいか。現在、「労務台帳」の提出を受けていると思うが、我々委員は、この「労務台帳」を見ることはできるか。また、実際の現場で労働者にヒアリングを行うことができるのか。 審議会にチェック機能まで持たせるのかといった議論もあるだろうが、すべて事務局にお任せということでもいいのかとも思う。 我々も実際に提出された「労務台帳」を見てみたい。また、事業者・労働者への意見を聴くことはできるか。 私は労働団体の代表としてこの審議会に参加しているため、労働組合活動として行うこともできるのだが。
会 長	制度設計をする際に、このことについては各委員の念頭にもあったと思うが、基本的には、労務報酬下限額未満の支払いしか受けていない労働者からの申し出、若しくは、労働者に近い労働組合に調査をしてもらうこととなっている。 しかし、各委員としては実際の「労務台帳」を見てみたいという思いはあると思う。提出された労務台帳を見てみないとイメージが湧いてこないのではないか。
委 員	我々、使用者代表は自社が提出している「労務台帳」を見ているが、労働者代表委員も実際の労務台帳を見てみたいと思っているのではないか。
会 長	労働者代表委員も確認してみたいと思っているはずなので、事務局で準備できるか。
事務局	実際に提出を受けている「労務台帳」を、この審議会に提出することは可能であると思う。労働者氏名欄については、伏せることになるかもしれないが。
副会長	自社の提出した「労務台帳」を審議会に提出してもらっても構わない。
事務局	できる範囲で準備したいと思う。
会 長	個人名の記載があるだろうが、この審議会内であれば良いのではないか。 次回会議で、提出されているすべての労務台帳を見ることは難しいと思うの

	<p>で、各委員にイメージが沸く程度の労務台帳を準備していただきたい。</p>
事務局	<p>本日お話した、学童保育所運営業務の時給制・年俸制の方とその他の業務から数件、準備したいと思うがよろしいか。</p>
会 長	<p>それで良い。それでは他にないか。</p>
事務局	<p>1 点よろしいか。先ほど、委員のご質問にあった審議会の関わりについてであるが、労働者の方から「申出書」が提出された場合には、当然、委員のみなさんに立入検査の方法・結果等を報告させていただくこととしている。しかし、通常の労務台帳の提出確認等については、事務局におまかせいただきたい。労働者の意見等をヒアリングすることは、審議会の役割ではないため、労働団体の活動として行っていただければと思う。</p>
会 長	<p>条例制定にあたり、事業者・労働者・市になるべく負荷がかからないように制度設計を行ってきた。労働基準監督官のような方も定めていないので、ぜひ労働団体には頑張ってください。</p>
委 員	<p>了解した。</p>
会 長	<p>それでは、本日予定していた議事は終了した。よろしいか。</p>
事務局	<p>次回会議には、労務台帳の写し、審議会スケジュールをお示ししたいと思う。</p>
会 長	<p>報告書（原案）については、私と事務局で協議しながら準備したい。</p>
事務局	<p>了解した。</p>

5. 会議録署名委員の指名・その他

会 長	それでは、本日の会議録署名委員の指名をする。今回は、岩尾副会長と寒竹委員にお願いする。
副会長・委員	了承した。
会 長	その他、事務局から何かあるか。
事務局	次回会議の開催日については、事務局から改めてスケジュール調整をさせていただきたいと思う。

6. 閉会

会 長	それでは、これで第 1 回 直方市公契約審議会を終了する。
-----	-------------------------------